

# 附属機関等の概要

別記様式2

(令和5年11月8日現在)

担当部課名	北海道総務部人事局人事課	内線	22-175
-------	--------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道特別職報酬等審議会																							
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関																							
設置年月日	昭和40年12月15日																							
設置根拠	北海道特別職報酬等審議会条例																							
設置目的	<p>&lt;目的&gt;</p> <p style="text-align: center;">議会の議員の議員報酬等並びに知事、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として、設置。</p> <p>&lt;所掌事項、議題等&gt;</p> <p>審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。</p> <p>(2) 知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。</p> <p>(3) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。</p> <p>(4) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。</p>																							
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">10名</td> <td style="width: 20%;">【定数:</td> <td style="width: 40%;">10名】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員)</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員)</td> <td>0名</td> <td>【公募枠: 0名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由( )</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>			10名	【定数:	10名】	(うち女性委員)	4名		(うち公募委員)	0名	【公募枠: 0名】	名称	委員数(うち女性委員)	なし									
10名	【定数:	10名】																						
(うち女性委員)	4名																							
(うち公募委員)	0名	【公募枠: 0名】																						
名称	委員数(うち女性委員)																							
なし																								
会議の公開状況	公開																							